

中野市産地・観光PR用シンボルマーク使用細則

1 使用の範囲

(1) 中野市産農産物

ア 使用基準

- ・中野市内で生産された農産物であること。

イ 表示方法

- ・農産物及び農産物を収容する容器又は包装紙（以下「商品等」という。）への表示（シールに印刷し農産物等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる）
- ・使用者自らが生産した農産物の販売場所・コーナー（直売所、中野市産農産物コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ・中野市農産物の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示

(2) 中野市内で製造された加工食品

ア 使用基準

- ・中野市内で製造された加工食品であること。
- ・原材料の産地は問わない。

イ 表示方法

- ・商品及び商品を収容する容器又は包装紙（以下「商品等」という。）への表示（シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる）
- ・使用者自らが製造した商品等の販売場所・コーナー（直売所、中野市産加工食品コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ・中野市産加工食品等の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示

(3) 中野市内で生産された原料を使用した加工食品

ア 使用基準

- ・中野市内で生産された原料を使用した加工食品であること。
- ・製造者の所在地は問わない。

イ 表示方法

- ・商品及び商品を収容する容器又は包装紙（以下「商品等」という。）への表示（シールに印刷し商品等に貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる）

- ・使用者自らが製造した商品等の販売場所・コーナー（直売所、中野市産加工食品コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ・中野市産加工食品等の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
- ・中野市内で生産された原料を使用した加工食品については、商品全体が中野市産であるとの誤認を避けるため、「中野市産の〇〇〇使用」等、中野市産の原料を使用している旨の文章と一体的に表記することとし、個別事例について判断する。なお、ある原材料について中野市産の使用割合が100%でない場合は、「中野市産の〇〇〇を△%使用」等と使用割合を併記すること。ただし、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができる。

（４）前各号に該当するものを取り扱っている飲食店、宿泊施設、販売店等

ア 使用基準

- ・中野市産農産物及び加工食品、または中野市産原料を使用した加工食品を食材として使用している飲食店、宿泊施設等であること。
- ・中野市産農産物及び加工食品、または中野市産原料を使用した加工食品を販売している販売店等であること。

イ 表示方法

- ・中野市産農産物及び加工食品、または中野市産原料を使用した加工食品を利用した料理店でのメニュー、ポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、店頭等でののぼり、看板等の宣伝資材への表示、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ・中野市産農産物及び加工食品、または中野市産原料を使用した加工食品の販売場所・コーナー（直売所、中野市産農産物・加工食品コーナー等）、ホームページ上で行う広告宣伝のための掲載
- ・中野市産農産物及び加工食品、または中野市産原料を使用した加工食品の普及啓発及び販売促進のために作成するポスター、チラシ、パンフレット等の広告物、のぼり、看板等の宣伝資材、名刺への表示
- ・中野市産農産物及び加工食品、または中野市産原料を使用した加工食品を食材として使用している飲食店、宿泊施設等については、メニュー全体が中野市産であるとの誤認を避けるため、「中野市産の〇〇〇使用」等、中野市産の食材を使用している旨の文章と一体的に表記することとし、個別事例について判断する。なお、ある食材について中野市産の使用割合が100%でない場合は、「中野市産の〇〇〇を△割使用」等と使用割合を併記すること。

(5) 中野市のPR及びイメージアップに資するもの

ア 使用基準・表示方法

- ・上記(1)から(4)の表示方法を参考に、PRチラシやリーフレット、ホームページ、店舗等で掲載することは可能とし、個別事例について判断する。
- ・広報媒体への関連記事の掲載、農林水産業者や食品加工業者との協働による活動を広報するための掲載は可能とする。ただし、使用者が中野市産品を取り扱っているかのような誤解を消費者等に招かれないよう留意する。

(6) その他市長が認めるもの

ア 使用基準・表示方法

- ・上記(1)から(5)の表示方法を参考に、個別事例について判断する。

2 許可の条件

- (1) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語
- (2) 商品の名称、原材料名、原料原産地名、内容量等の表示事項の内容と矛盾する用語
- (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示、また、他のイラストやデザインとシンボルマークを組み合わせるとシンボルマークを改変しないこと。

3 使用者及び申請情報の公表

(1) 公表内容と方法

ア 公表内容

シンボルマークの使用者及び申請情報については、中野市産地・観光PRとシンボルマークの適正な使用を促す観点から原則公開するものとし、その範囲は使用許可申請書（様式第1号）の記載項目（ただし、代表者氏名、担当者氏名は除く）及びシンボルマークの使用状況が確認できる写真等とする。

イ 公表方法

上記情報を中野市ホームページに掲載する。